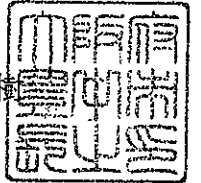




豊健給第1401号  
令和5年(2023年)1月30日

豊中市国民健康保険運営協議会  
会長 内藤 義彦 様

豊中市長 長内 繁 様



諮 問 書

令和5年度(2023年度)豊中市国民健康保険事業の運営に当たり、下記の事項について、国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき貴会の意見を求めます。

記

1. 令和5年度(2023年度)分の保険料の賦課限度額を次のとおり改正する。

(1) 後期高齢者支援金等賦課限度額 220,000円

2. 令和5年度(2023年度)分の保険料率を次のとおりとする。

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の9.07
被保険者均等割	32,955円
世帯別平等割	32,286円
世帯別平等割(特定世帯)	16,143円
世帯別平等割(特定継続世帯)	24,215円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.89
被保険者均等割	10,394円
世帯別平等割	10,022円
世帯別平等割(特定世帯)	5,011円
世帯別平等割(特定継続世帯)	7,517円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.54
被保険者均等割	18,897円